

『カンガルー・デポジット』商品説明書  
(円建て預入期間4年 早期償還/オーストラリアドル建て満期償還特約付  
デジタルクーポン型ストラクチャード預金)  
(本書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください

- ・カンガルー・デポジット(以下「本預金」)は、オーストラリアドル/円の為替レート(以下「AUD/JPYレート」、1オーストラリアドル(以下「AUD」)あたりの円貨額で表示します)の推移によって、適用金利や早期償還が決定される預金です。
- ・本預金は、当初預入時の金利が必ず満期まで適用されることが保証されている預金ではありません。
- ・本預金は日本円でお預け入れいただきますが、早期償還されずに満期償還となる場合には、預入時に決定される為替レートでAUDに交換されて償還されるため、満期時点の為替レートで円に換算した場合に元本割れするリスクがあります。
- ・本預金の中途解約は原則としてできません。当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、元本が大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。

【早期償還特約と適用利率について】

- ・本預金には、当行所定の判定日のAUD/JPYレートによって早期償還を決定する特約(以下「早期償還特約」)がついており、早期償還された場合は以後の本預金の利息は支払われません。早期償還時点の金利水準によっては、再運用を含めても、当初預入時に可能であった同期間の定期預金の運用利回りを下回る可能性があります。
- ・本預金が早期償還されない場合、第2回目以後の回の各利払日に支払われる利息(前回の利払日以降、当該回の利払日までの各期間の利息)の適用利率については、当該回の各利払日の直前の適用利率判定日のAUD/JPYレート的水準に基づいて、約定時に定める2種類の利率のうちいずれを適用するかを当行が決定します。その結果、初回利払日以降満期日まで、低い利率が継続して適用されることとなる可能性があり、この場合でもお客様は本預金を解約できません。

【為替リスクについて】

- ・本預金には、早期償還されずに満期償還となる場合には、預入時に決定される為替レートでAUDに交換して償還する特約(以下「オーストラリアドル建て満期償還特約」)が付加されており、満期償還時の元本はAUDで償還されます。これを満期時点の為替レートで円に換算した場合には元本割れするリスクがあります。さらに本預金の満期までの期間は4年間であり、短期の同種の預金よりもリスクは相対的に大きなものとなりますのでご注意ください。
- ・早期償還は、当行所定の判定日のAUD/JPYレートが一定以上の円安(AUD高)となった場合に行われます。この場合は当初預入通貨(円)で償還されるため、当初預入時にAUD建て預金として預け入れていた場合に得られる可能性があった為替

差益を得ることはできません。

【中途解約等】

- ・ 本預金の中途解約は原則としてできません。
- ・ 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、前回利払日(初回利払日の前の場合は預金開始日(預入日))以降の本預金の利率はゼロ(0)%となります。また、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことがあります(預金開始日(預入日)前であっても、当行所定のキャンセル期間後は、中途解約損害金が発生することがあります)。この結果、市場の状況によっては元本が大幅に毀損して中途解約となる可能性があります。

【手数料】

- ・ 本預金の設定には手数料はかかりませんが、本預金の満期償還時に AUD で償還された場合、AUD で償還された元本相当額を円に交換するには、当行所定の外国為替手数料がかかります(1AUDあたり最大2円)。

➤ 商号・住所、お問い合わせ先

香港上海銀行 東京都中央区日本橋3丁目11番1号 HSBCビルディング

(日本における登記上の商号:ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド)

店頭または HSBC プレミア コールセンター (日本語 0120-777-369)までお問い合わせください。

商品名	カンガルー・デポジット (円建て預入期間4年 早期償還/オーストラリアドル建て満期償還特約付デジタルクーポン型 ストラクチャード預金)
商品概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本預金は早期償還特約およびオーストラリアドル建て満期償還特約の付された仕組預金です。</li> <li>➢ 早期償還特約により、本預金は満期日前に円で償還されることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 早期償還特約適用判定日毎に、当行が当行の判断により、早期償還特約の適用・不適用を決定します。</li> <li>● 最短の場合、最初の早期償還特約適用判定日に早期償還特約の適用が決定され、本預金は預金開始日(預入日)から6ヶ月または1年で償還されることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 早期償還特約適用判定日の詳細については、別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>➢ 早期償還特約の適用が一度もなかった場合、本預金は満期日に償還されます。その際、オーストラリアドル建て満期償還特約に基づき、本預金の元本は、ストライク・レート(条件設定日東京時間午後2時における当行所定AUD/JPYレート)によりAUDに交換されて、満期日にAUDで償還されます。</li> <li>➢ 利息は6ヶ月毎または毎年の利払日に支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本預金の初回の利息の適用利率は、約定時に定めます。</li> <li>● 第2回目以降の利息の適用利率は、約定時に定める2種類の利率のうちいずれを適用するかを、各利払日の直前の適用利率判定日のAUD/JPYレート水準により、当行が決定します。</li> <li>● 早期償還された場合、以降の本預金の利息は支払われません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 利払日および適用利率の詳細については、別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>➢ お申込金額が一口1億円未満の場合、募集期間限定型の取り扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 募集期間中の市場環境の変化・応募状況等により、当行の判断で本預金の設定を中止することがあります。</li> <li>● お申し込み以後、預金開始日(預入日)までの間、お申込金額はお客様の円普通預金口座に留保され、この資金をお引出し、その他お取引にご利用いただけません。</li> <li>● お申し込み以後は、預金開始日(預入日)前であっても、当行所定のキャンセル期間中に限り、当行国内支店窓口(HSBCプレミアセンター)もしくはHSBCプレミア コールセンターにお申出いただくことにより、お申し込みの取消が可能です。</li> </ul> </li> <li>➢ 本預金は原則として中途解約することができません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、前回利払日(初回利払日の前の場合は預金開始日(預入日))以降中途解約日までの期間の本預金の利率はゼロ(0)%となります。また、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金をお支払いいただくことがあります(預金開始日(預入日)前であっても、当行所定のキャンセル期間後は、中途解約損害金が発生することがあります)。この結果、元本が大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。</li> </ul> </li> </ul>

預入通貨	日本円(JPY)	
販売対象	日本に居住されている当行に口座をお持ちの個人のお客様 (当行が適合性があると判断するお客様に限ります。)	
償還通貨	日本円(JPY)またはオーストラリアドル(AUD)	
お預け入れ	(1)最低預入額	50万円
	(2)預入単位	1円単位
	(3)預入方法	一括預入。円普通預金からの振替に限ります。
預入期間	4年 ただし、当行が、いずれかの早期償還特約適用判定日に、本預金に付された早期償還特約を適用することを決定した場合、本預金は、その直後の早期償還日に償還されます。 ※ 詳細については、次頁に記載の「早期償還特約およびオーストラリアドル建て満期償還特約について」をご覧ください。	
手数料	本預金の設定には手数料がかかりません。 ※ ただし、本預金の満期償還時に AUD で償還された元本相当額を円に交換するには、当行所定の外国為替手数料がかかります(1AUDあたり最大2円)。	
利息	(1)適用利率	<p>➢ 初回の利息は、約定時に定める利率が適用されます。</p> <p>➢ 第2回目以降の利息については、適用利率判定日の東京時間午後3時におけるAUD/JPYレートが、「トリガー・レート②」と比べて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同値、または円安(AUD高)水準である場合には、約定時に定める2種類の利率のうち高い利率を、</li> <li>• 円高(AUD安)水準である場合には、当該2種類の利率のうち低い利率を、</li> </ul> <p>その直後に支払われる利息の適用利率とすることを、当行が決定します。なお、「適用利率判定日」とは、本預金の2回目以降の各利払日(最終回は満期日)の5営業日前の日をいいます。</p> <p>※ 適用利率の詳細については別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。</p> <p>※ ここでいう営業日とは、日本で当行が営業している日を指します。</p> <p>※ お申し込みの時点では、トリガー・レート②は、ストライク・レート(条件設定日(契約成立日)東京時間午後2時の当行所定のAUD/JPYレート)よりも、一定水準円高(AUD安)のAUD/JPYレートとして定められています。この一定水準については、別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』でご確認ください。</p> <p>※ トリガー・レート②の具体的な為替レートは、条件設定日(契約成立日)以降に、契約締結時交付書面によってお知らせします。</p>
	(2)利払方法	上記(1)の適用利率で計算された利息は、6ヶ月毎または毎年の利払日に円建てでHSBCプレミア・アカウントの円普通預金口座に入金されます。

		※ 利払日の詳細については別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。
	(3)利息計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
お申し込み方法	<p>① お申込金額が一口1億円未満の場合、募集期間限定型預金の取り扱いとなります。</p> <p>※ 募集期間限定型預金の場合、別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』に記載するお申し込み日程にてお申し込みいただけます。ただし、市場環境の変化・応募状況等により、当行の判断で本預金の設定を中止することがあります。</p> <p>※ 募集期間限定型預金の場合、お申し込み以降は、預金開始日(預入日)前であっても、当行所定のキャンセル期間中に限り、お申し込みの取消が可能です。</p> <p>② お申込金額が一口1億円以上の場合、都度設定の預金のお申し込みが可能です。</p> <p>※ 詳しくは当行国内支店窓口(HSBC プレミアセンター)またはリレーションシップ・マネジャーまでお問い合わせ下さい。</p> <p>※ 都度設定の預金のお申し込みは、原則、お取消しできません。</p>	
条件設定日 (契約成立日)	<p>条件設定日(契約成立日)(原則として募集期間最終日と同日)の東京時間午後2時にストライク・レート等の本預金の詳細条件が設定されます。</p> <p>※ 条件設定日(契約成立日)の詳細については別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。</p>	
預金開始日 (預入日)	<p>原則として条件設定日(契約成立日)の2営業日後を預金開始日(預入日)とします。</p> <p>※ 預金開始日(預入日)の詳細については別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。</p> <p>※ お申し込み以降、預金開始日(預入日)までの間、お申込金額はお客様の円普通預金口座に留保され、この資金をお引き出し、その他お取引にご利用いただけません。</p>	
早期償還特約 およびオーストラリアドル建て 満期償還特約に ついて	特約の内容	<p>➤ 早期償還特約適用判定日の東京時間午後3時におけるAUD/JPYレートが、トリガー・レート①と同値、またはそれよりも円安(AUD高)水準である場合、当行は、早期償還特約の適用を決定します。この場合、本預金は、その直後の早期償還日をもって、日本円で償還されます。なお、早期償還後の利息は支払われません。</p> <p>➤ 早期償還特約適用判定日の東京時間午後3時におけるAUD/JPYレートが、トリガー・レート①よりも円高(AUD安)水準である場合、当行は、早期償還特約の不適用を決定します。この場合、本預金は続行されます。</p> <p>➤ いずれの早期償還日においても早期償還がされない場合、本預金の元本は、オーストラリアドル建て満期償還特約に基づき、ストライク・レート(トリガー・レート①と同値)でAUDに交換のうえ、満期日にAUD建てで償還されます。</p> <p>※ 早期償還特約判定日の詳細については別途お渡しする『リスク確認書兼お申込書』にてご確認ください。</p> <p>※ トリガー・レート①およびストライク・レートの具体的な為替レートについては、条件設定日(契約成立日)以降に、契約締結時交付書面によってお知らせします。</p>

	<p>早期償還日</p>	<p>「早期償還日」とは、早期償還特約が適用された場合に、満期日より前であっても本預金が償還される日を指し、各利払日(満期日を除く)と同日とします。</p> <p>※ 利払日(早期償還日)の詳細については別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。</p>
	<p>早期償還特約の適用に関して</p>	<p>早期償還日の5営業日前を「早期償還特約適用判定日」とします。早期償還特約適用判定日毎に、当行がその判断により、早期償還特約の適用・不適用を決定します。</p> <p>※ ここでいう営業日とは、日本で当行が営業している日を指します。</p>
<p>早期償還時の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 早期償還特約の適用が決定された場合、本預金の元本および利息は、円建てで当該決定が行われた早期償還特約適用判定日の直後の早期償還日に償還され、HSBC プレミア・アカウントの円普通預金口座に入金されます。(自動継続の取り扱いはありません。)</li> <li>➢ 普通預金口座に入金後は普通預金の店頭表示金利が適用されます。</li> <li>➢ 早期償還については、郵送にて明細をお送りします。</li> </ul>	
<p>満期償還時の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 満期償還の場合、本預金の元本および利息についてはそれぞれ、下記の通貨にて満期日に償還され、下記の口座に入金されます(自動継続の取り扱いはありません)。</li> </ul> <p>①利息の支払い</p> <p>前回利払日以降、満期日までの期間の利息は、円建てで HSBC プレミア・アカウントの円普通預金口座に入金します。</p> <p>②元本の払い戻し</p> <p>元本は、オーストラリアドル建て満期償還特約に基づき、ストライク・レート(条件設定日東京時間午後2時の当行所定の AUD/JPY レート)により AUD に交換されて、HSBC プレミア・アカウントにおけるマルチカレンシー普通預金口座(AUD 建て)に入金します。</p> <p>※普通預金口座に入金後は普通預金の店頭表示金利が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 満期償還については、郵送にて明細をお送りします。</li> </ul>	
<p>参照レート一覧</p>	<p>「ストライク・レート」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 条件設定日東京時間午後2時の当行所定の AUD/JPY レート。</li> <li>➢ 本預金が満期償還される場合、元本が AUD に交換される際の適用レート。(満期時の市場実勢 AUD/JPY レートは、ストライク・レートから大きく乖離している可能性があります。)</li> </ul> <p>「トリガー・レート①」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ストライク・レートと同値で、早期償還特約の適用・不適用を決定する基準となる AUD/JPY レート。</li> </ul> <p>「トリガー・レート②」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ストライク・レートよりも一定水準円高(AUD 安)に設定され、2 回目以降の利息の適用利率を決定する基準となる AUD/JPY レート。(この一定水準については、別途お渡しする「リスク確認書兼お申込書」にてご確認ください。)</li> </ul> <p>※ ストライク・レート、トリガー・レート①、およびトリガー・レート②の具体的な為替レートは、条件設定日(契約成立日)以降に、契約締結時交付書面によってお知らせします。</p>	

預金保険	当行の預金は預金保険の対象外です。
中途解約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>本預金の設定以後、原則として本預金の中途解約はできません。</li> <li>当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、前回利払日(初回利払日前の場合は預金開始日(預入日))以降の本預金の利率はゼロ(0)%となります。また、当行所定の計算式を適用して算出した中途解約損害金を直ちにお支払い頂くことがあります(預金開始日(預入日)前であっても、当行所定のキャンセル期間後は、中途解約損害金が発生することがあります)。この結果、元本を大幅に毀損しての中途解約となる可能性があります。</li> <li>中途解約のご依頼があつてから中途解約手続が完了するまでには、数営業日を要します。</li> </ul>
中途解約損害金の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>中途解約の損害金とは、当行が金融市場(外国為替市場、資金市場、通貨オプション市場等)において本預金及び本預金に内包されるデリバティブ取引を解約することにより当行に発生した実際の損害金・費用のことを指します。</li> <li>したがって、本預金設定時に中途解約損害金の額は確定しません。市場の状況、残存期間の日数等により変動します。</li> <li>この中途解約損害金は、当行が合理的と認める市場レートを基準として、当行所定の計算方法により算出されますが、預入れからの経過期間が短い(残存期間が長い)ほど高くなる傾向にあります。また、中途解約時において、AUDと日本円の金利差(AUD金利-円金利)が大きくなればなるほど、AUD/JPYレートの変動率が高くなればなるほど、また、AUD/JPYレートが円高(AUD安)になればなるほど、高くなる傾向にあります。</li> <li>市場が全く変動しない場合でも、元本の7-12%程度の中途解約損害金が発生する場合があります(金額、期間等の諸条件により異なります。)</li> <li>中途解約に係る損害金の具体的な金額については、HSBC プレミアセンターまたはリレーションシップ・マネジャーまでお問合わせください。</li> </ul> <p>(中途解約損害金のイメージ)</p>
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>利子所得は源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。ただし、源泉分離課税の税率は、日本の居住者であるか否かや、税法上の特則などにより上記と異なる場合がありますので、お客様ご自身で税理士等の専門家にご確認ください。</li> <li>お利息はマル優の対象外です。</li> <li>満期償還金として受け取られるAUD建て資金を円貨に交換される際のAUD/JPYレートによって、為替差益を生じることとなる場合には、雑所得として課税されることがあります。詳しくは、お客様ご自身で税理士等の専門家にご確認ください。</li> </ul>
付加できる特約事項	ありません。
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772

## 注意事項

- 本預金については、HSBC プレミア規約集第5章「ストラクチャード預金口座規定」の適用があります。
- 満期日および利払日(早期償還日)が、土曜日、日曜日、祝日その他法令で定められた日本における銀行の営業日以外の日、または、ニューヨーク市場もしくはシドニー市場の休日に該当する場合には、翌営業日を満期日および利払日(早期償還日)とします。ただし、当該翌営業日が翌月に繰り越すこととなる場合には、前営業日を満期日および利払日(早期償還日)とします。
- 本預金は市場金利の変動に影響を受けるデリバティブを内包しているため、市場金利が上昇した場合には、一般的に中途解約時の元本価値は下がります。また、預入期間が長ければ長いほど、金利変動から受ける影響がより大きくなります。
- 当行との取引においては、別途の定めがある場合を除き、日本語による諸規定を正文とします。日本語による諸規定の英訳が参考目的で作成される場合に、日本語による記載内容と参考のために作成された英語による記載内容が相違するときには、日本語の記載内容が優先するものとします。
- 本預金のお申し込みの際には、本書面をよくお読みになり、ご不明な点についてはリレーションシップ・マネジャーにご確認いただき、内容を十分にご理解いただいた上で、お申し込みください。

**(お申し込み例…利払いが1年毎にある場合)**

以下の例で使用する利払いの頻度、日付、為替レート、適用利率その他の数値は、本預金の仕組みをご理解いただくための例示であり、実際のご契約条件とは異なります。

お申し込み時には、『リスク確認書兼お申込書』の内容を必ずご確認ください。

- ・ 預入通貨 日本円(JPY)
  - ・ 元本償還通貨 オーストラリアドル(AUD) (満期償還時)  
日本円(JPY) (早期償還時)
  - ・ 条件設定日(契約成立日) 2011年10月27日(東京時間午後2時)
  - ・ 預金開始日(預入日) 2011年10月31日
  - ・ 満期日 2015年10月30日(預入期間 4年)
- ※ ただし、本預金には早期償還特約が付されており、各早期償還特約適用判定日の東京時間午後3時におけるAUD/JPYレートがトリガー・レート①(下記ご参照)と同値、またはそれよりも円安(AUD高)水準であった場合、本預金は当該早期償還特約適用判定日の直後の早期償還日をもって早期償還されます。
- ・ 預入金額 100万円
  - ・ ストライク・レート AUD1= 75.0円(条件設定日の午後2時のAUD/JPYレートとして当行が決定)
  - ・ トリガー・レート① AUD1= 75.0円(ストライク・レートと同値)
  - ・ トリガー・レート② AUD1= 65.0円(ストライク・レートの10円円高(AUD安)水準に設定)
  - ・ 利払日 預金開始日(預入日)の1年後、2年後、3年後の応当日および満期日
  - ・ 早期償還日 各利払日(満期日を除く)と同日
  - ・ 早期償還特約適用判定日 各利払日(満期日を除く)の5営業日前の日
  - ・ 適用利率判定日 第2回目以降の各利払日(満期日を含む)の5営業日前の日
  - ・ 適用利率
    - 1年目 : 年4.5%(税引後 年3.6%)
    - 2年目から4年目 : 年0.1%(税引後 年0.08%)または年4.5%(税引後 年3.6%)
- ※ 下記適用利率判定条件により決定されます。
- (i) 適用利率判定日の東京時間午後3時におけるAUD/JPYレートが、トリガー・レート②よりも円高(AUD安)水準であった場合、前回利払日以降の1年間の適用利率は年0.1%(税引後 年0.08%)となります。
  - (ii) 適用利率判定日の東京時間午後3時におけるAUD/JPYレートが、トリガー・レート②と同値、またはこれよりも円安(AUD高)水準であった場合、前回利払日以降の1年間の適用利率は年4.5%(税引後 年3.6%)となります。
- ・ 判定日 早期償還特約適用判定日および適用利率判定日を総称していいます。(この例では、第1回から第4回まで、計4回の判定日があります。)

・ ケース・スタディ

シナリオ①: 預入期間1年目で早期償還が決定される場合

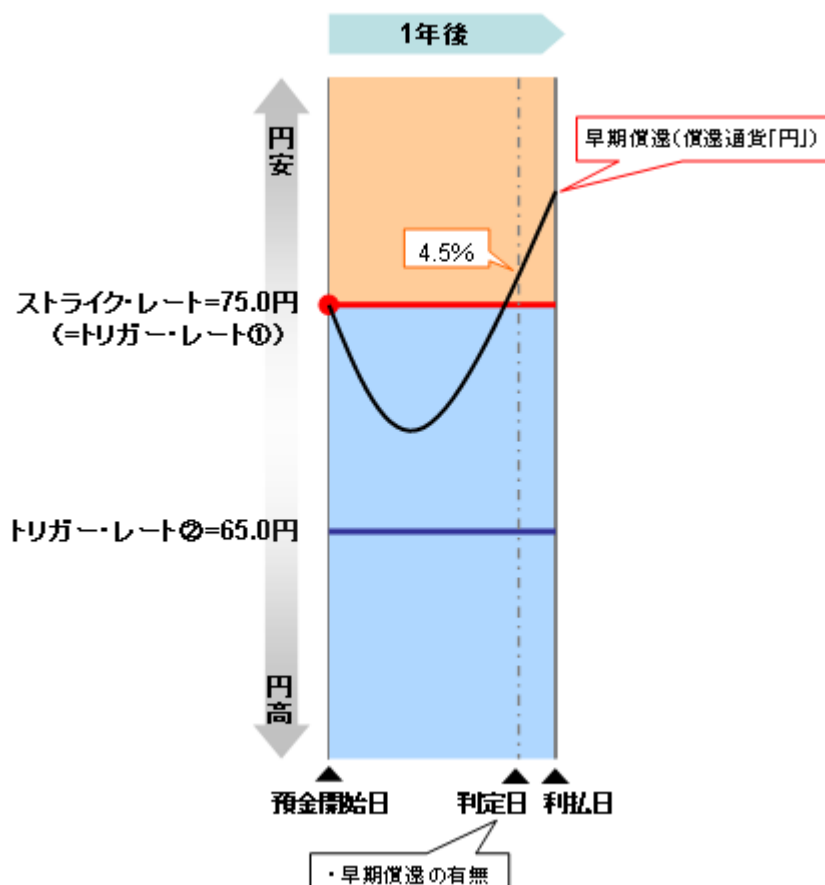
例: 第1回目の判定日における東京時間午後3時のAUD/JPYレートが、トリガー・レート①(AUD 1 = 75.0円)よりも円安(AUD高)水準であるAUD 1 = 76.5円であった場合。

⇒ 預入期間の1年目の適用利率 = 年4.5% (税引後 年3.6%)。  
**本預金の元本は第1回目の早期償還日に円で早期償還。**

【本預金への投資による受取金額の合計】

1,000,000円(元本) + 36,000円(税引後利息) = 1,036,000円

	判定日におけるAUD/JPYレート	ストライク・レート (=トリガー・レート①)	トリガー・レート②	早期償還特約適用の有無	適用利率 (年率) 4.5% (税引後 3.6%)	受取金額 (税引後)
1年目	76.5円	75.0円	65.0円	有		1,036,000円
2年目	預入期間1年目で早期償還となるため、2年目以降のお取引はありません。					
3年目						
4年目						



## シナリオ②: 預入期間2年目で早期償還が決定される場合

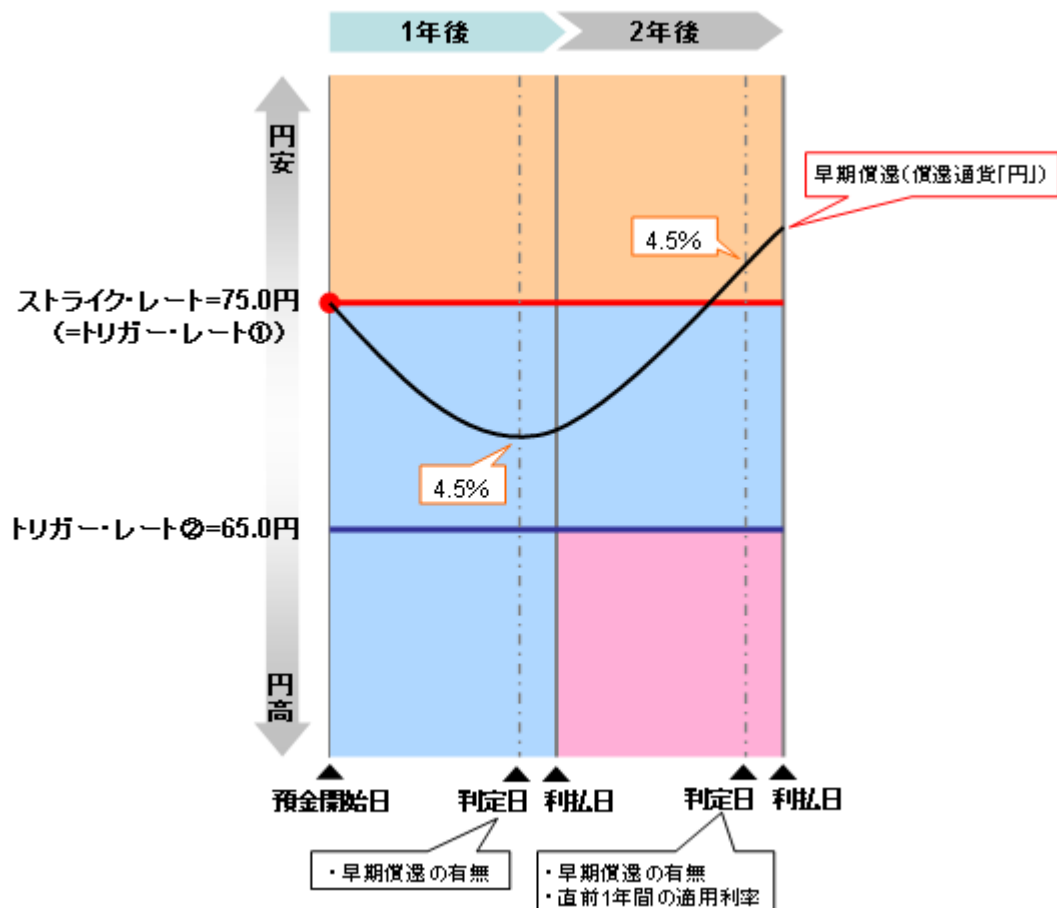
例: 第1回目の判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートが、トリガー・レート①(AUD 1=75.00円)よりも円高(AUD安)水準であり、かつ、トリガー・レート②(AUD 1=65.00円)と同値またはこれよりも円安(AUD高)水準であるAUD 1=74.5円であり、かつ、第2回目の判定日の東京時間午後3時の同レートが、トリガー・レート①(AUD 1=75.00円)よりも円安(AUD高)水準であるAUD 1=77.0円であった場合。

⇒ 預入期間の1・2年目の適用利率=年4.5%(税引後 年3.6%)。  
本預金の元本は第2回目の早期償還日に円で早期償還。

【本預金への投資による受取金額の合計】

1,000,000円(元本)+36,000円×2=1,072,000円

	判定日におけるAUD/JPYレート	ストライク・レート(=トリガー・レート①)	トリガー・レート②	早期償還特約適用の有無	適用利率(年率)	受取金額(税引後)
1年目	69.5円	75.0円	65.0円	無	4.5% (税引後3.6%)	36,000円
2年目	77.0円			有	4.5% (税引後3.6%)	1,036,000円
3年目 4年目	預入期間2年目で早期償還となるため、3年目以降のお取引はありません。					



## シナリオ③: 満期償還となる場合(満期の時点で満期償還元本相当額に為替評価益が生じる場合)

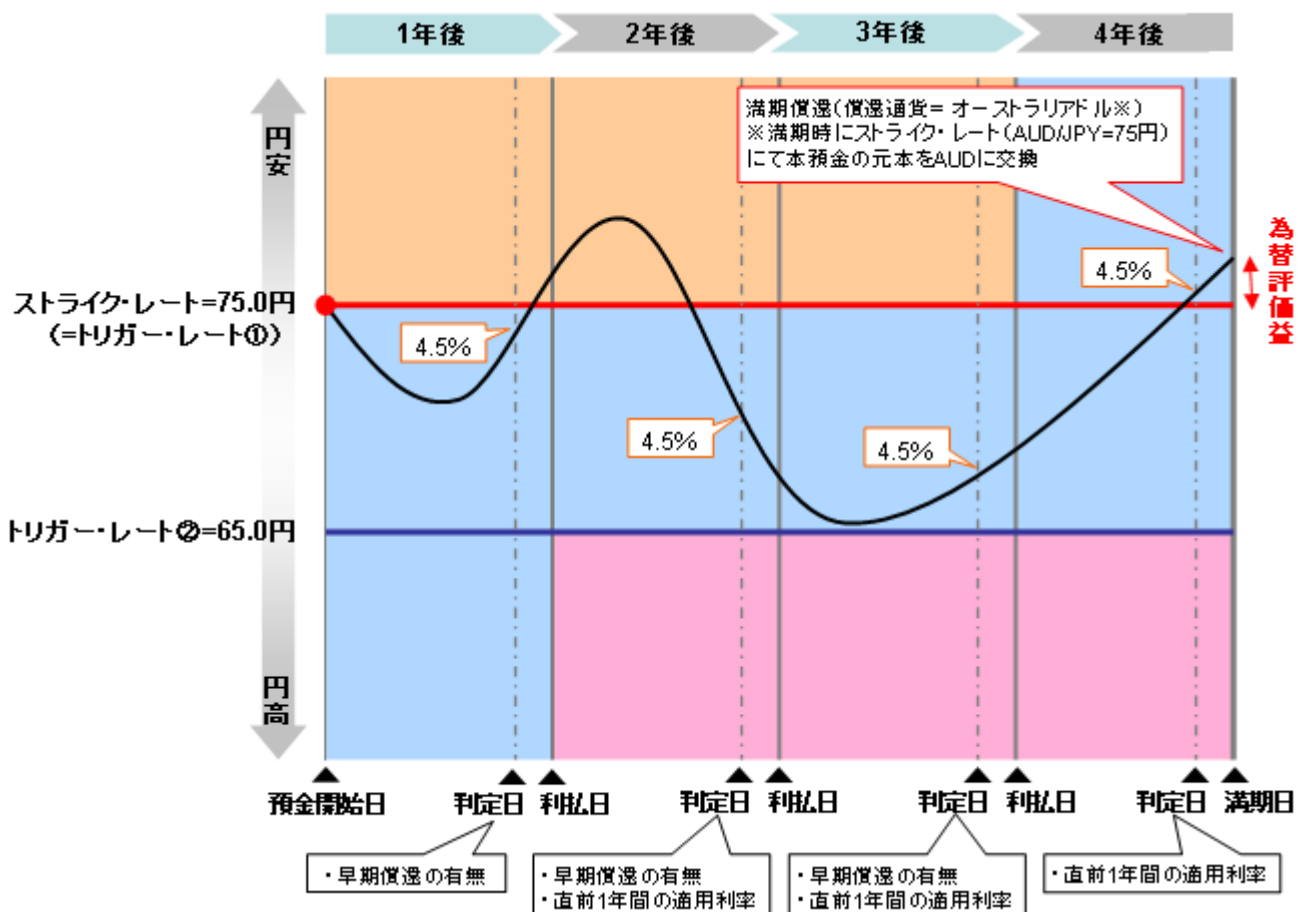
例: 第1回目から第3回目の各判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートが、トリガー・レート①(AUD 1=75.0円)よりも円高(AUD安)水準かつ、トリガー・レート②(AUD 1=65.0円)と同値またはこれよりも円安(AUD高)水準で推移し、第4回目の判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートがストライク・レート(AUD 1=75.0円)よりも円安(AUD高)水準であるAUD 1=75.8円であった場合のシナリオ。

⇒ 預入期間の1~4年目の適用利率=年4.5%(税引後 年3.6%)。  
本預金の元本はストライク・レート(AUD 1=75.0円)でオーストラリアドルに交換の上、満期日に償還。(1,000,000円÷75.0=AUD13,333.33)

【本預金への投資による受取金額の合計】

AUD13,333.33(元本)+36,000円(税引後利息)×4=AUD13,333.33+144,000円

	判定日におけるAUD/JPYレート	ストライク・レート(=トリガー・レート①)	トリガー・レート②	早期償還特約適用の有無	適用利率(年率)	受取金額(税引後)
1年目	74.0円	75.0円	65.0円	無	4.5% (税引後 3.6%)	36,000円
2年目	70.2円			無	4.5% (税引後 3.6%)	36,000円
3年目	68.0円			無	4.5% (税引後 3.6%)	36,000円
4年目	75.8円			無	4.5% (税引後 3.6%)	AUD13,333.33 36,000円



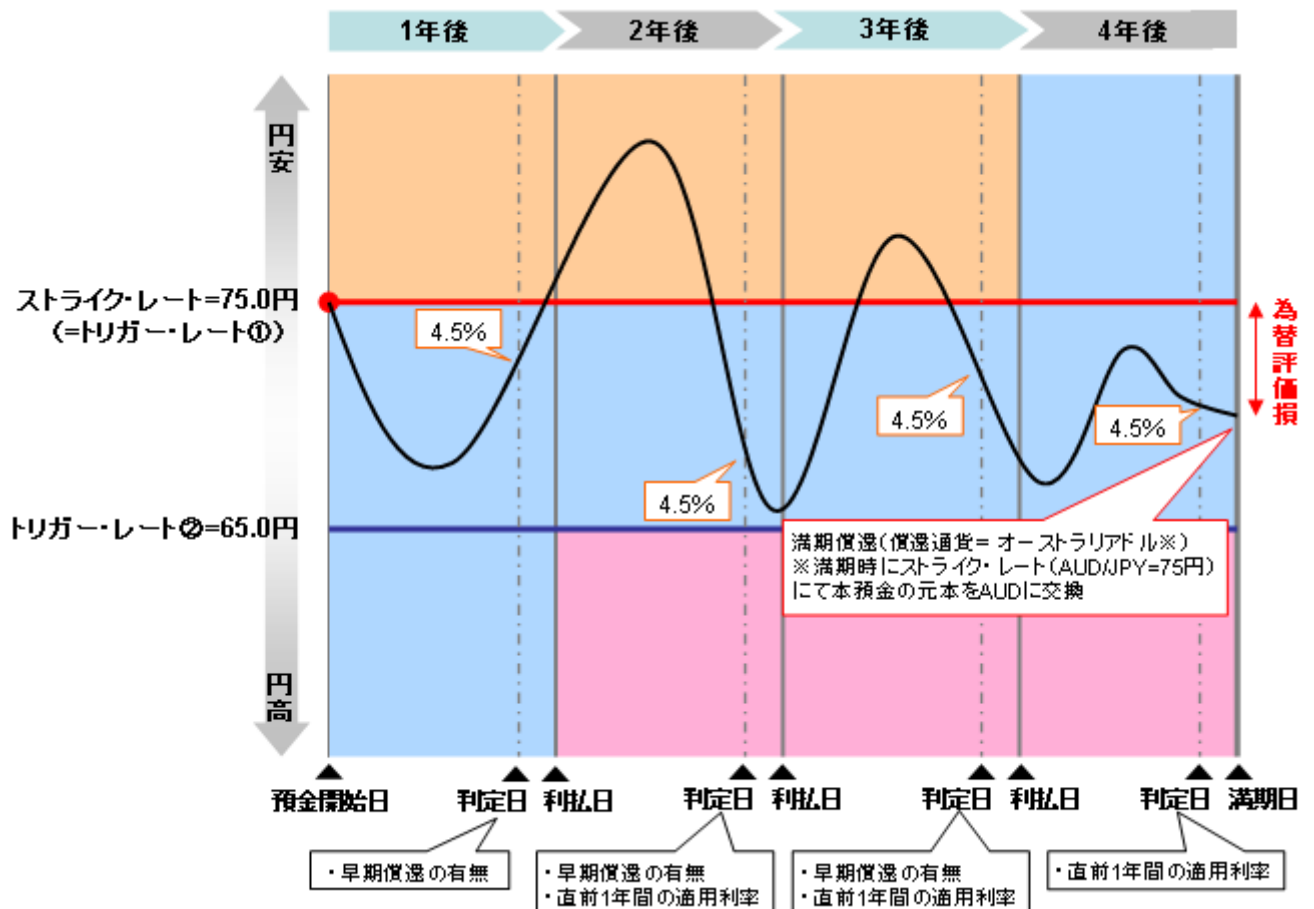
シナリオ④: 満期償還となる場合(満期の時点で満期償還元本相当額に為替評価損が生じる場合)

例: 第1回目から第3回目の各判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートが、トリガー・レート①(AUD 1=75.0円)よりも円高(AUD安)水準かつ、トリガー・レート②(AUD 1=65.0円)と同値またはこれよりも円安(AUD高)水準で推移し、第4回目の判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートがストライク・レート(AUD 1=75.0円)よりも円高(AUD安)水準である70.5円であった場合のシナリオ。

⇒ 預入期間の1~4年目の適用利率=年4.5%(税引後 年3.6%)。  
 本預金の元本はストライク・レート(AUD 1=75.0円)でオーストラリアドルに交換の上、満期日に償還。(1,000,000円÷75.00=AUD13,333.33)

【本預金への投資による受取金額の合計】  
 AUD12,500(元本)+36,000円(税引後利息)×4=AUD13,333.33+144,000円

	判定日におけるAUD/JPYレート	ストライク・レート(=トリガー・レート①)	トリガー・レート②	早期償還特約適用の有無	適用利率(年率)	受取金額(税引後)
1年目	72.0円	75.0円	65.0円	無	4.5% (税引後3.6%)	36,000円
2年目	68.2円			無	4.5% (税引後3.6%)	36,000円
3年目	71.5円			無	4.5% (税引後3.6%)	36,000円
4年目	70.5円			無	4.5% (税引後3.6%)	AUD13,333.33 36,000円



**シナリオ⑤: 満期償還となる場合(第2回目の利払日以降に支払われる利息の適用利率が常に低い方の適用利率であり、かつ、満期の時点で満期償還元本相当額に為替評価損が生じる場合)**

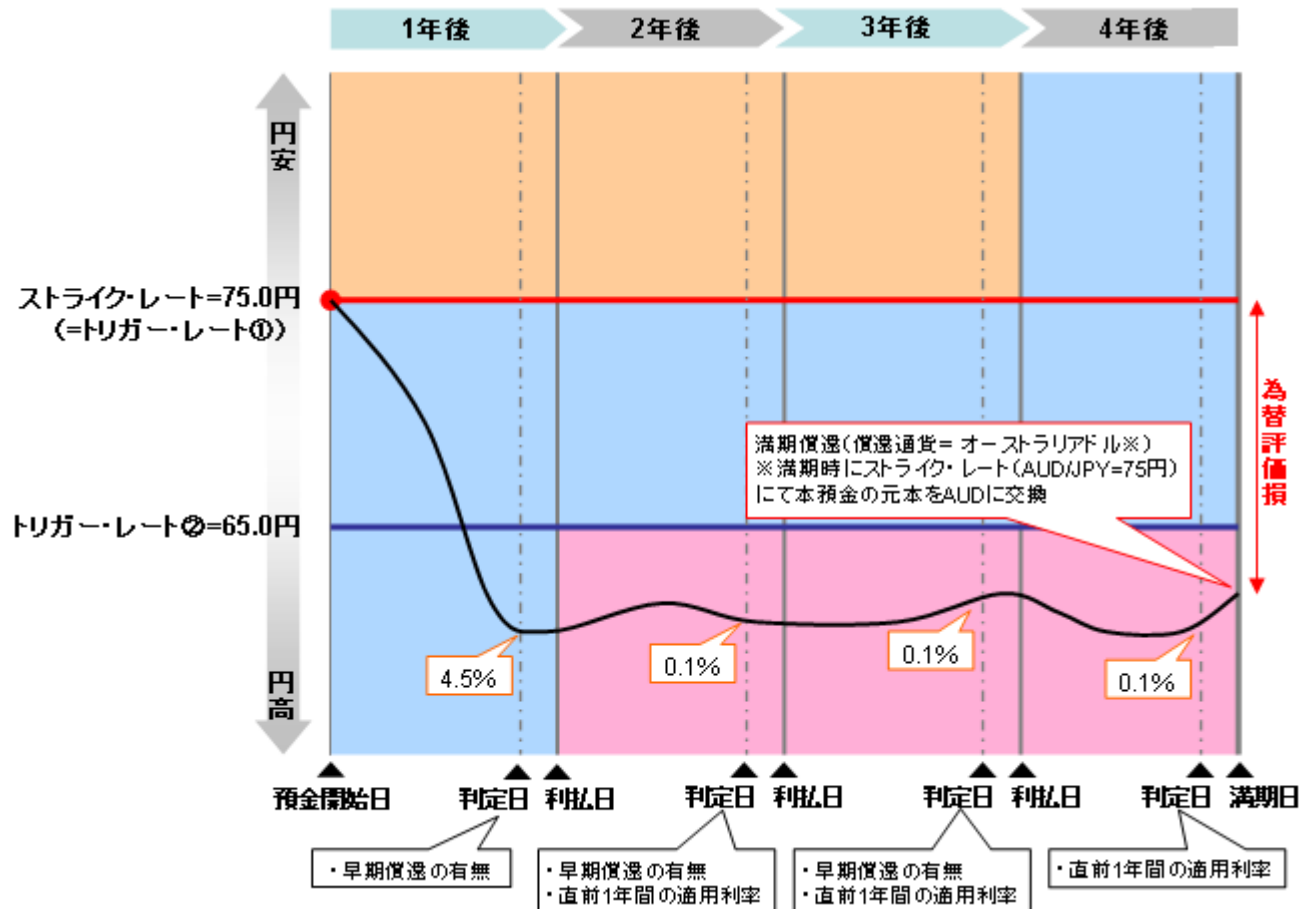
例: 第1回目から第3回目の各判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートが、トリガー・レート②(AUD 1=65.0円)よりも円高(AUD安)水準で推移し、第4回目の判定日の東京時間午後3時のAUD/JPYレートがAUD 1=60.8円となった場合のシナリオ。

⇒ 預入期間の1年目の適用利率=年4.5%(税引後 年3.6%)、  
同2-3-4年目の適用利率=年0.1%(税引後 年0.08%)。  
本預金の元本はストライク・レート(AUD 1=75.0円)でオーストラリアドルに交換の上、満期日に償還。(1,000,000円÷75.0=AUD13,333.33)

**【本預金への投資による受取金額の合計】**

$$\text{AUD13,333.33(元本)} + 36,000 \text{円(税引後利息)} + 800 \text{(税引後利息)} \times 3 \\ = \text{AUD13,333.33} + 38,400 \text{円}$$

	判定日におけるAUD/JPYレート	ストライク・レート (=トリガー・レート①)	トリガー・レート②	早期償還特約 適用の有無	適用利率 (年率)	受取金額 (税引後)
1年目	61.3円	75.0円	65.0円	無	4.5% (税引後 3.6%)	36,000円
2年目	61.5円			無	0.1% (税引後 0.08%)	800円
3年目	62.1円			無	0.1% (税引後 0.08%)	800円
4年目	60.8円			無	0.1% (税引後 0.08%)	AUD13,333.33 800円



(2011年10月17日現在)

ご注意

- ・ 上記各シナリオは、あくまでもお客様のご参考のために作成した例であり、運用期間中に生じうる全てのケースをご提示したものではありません。また、実際の運用実績はご提示したシナリオとは異なることがあり、当行は本シナリオで示されている運用結果を保証するものではありません。
- ・ 受取利息の計算は1年を365日として計算した概算値です。

## <別添資料> カンガルー・デポジットの想定損失額

### 満期償還時の想定損失額

4年後のAUD建て満期償還金を、満期償還直後に円転した場合の損益シミュレーションです。

以下の前提条件に基づいています。

- ①預入金額は1,000万円とする。
- ②預金設定時のAUD/JPYレートは80.00円とする。
- ③一年毎の早期償還日において早期償還されることなく、満期償還される。

満期時のAUD/JPYレート	満期償還時の受取金額 (転換レート:80.00)	満期時レートでの日本円換算金額 (為替手数料考慮せず)	預入1,000万円あたりの損益	預入金額に対する損益割合
50.00	AUD 125,000.00	6,250,000	(3,750,000)	-37.5%
55.00	AUD 125,000.00	6,875,000	(3,125,000)	-31.3%
60.00	AUD 125,000.00	7,500,000	(2,500,000)	-25.0%
65.00	AUD 125,000.00	8,125,000	(1,875,000)	-18.8%
70.00	AUD 125,000.00	8,750,000	(1,250,000)	-12.5%
75.00	AUD 125,000.00	9,375,000	(625,000)	-6.3%
80.00	AUD 125,000.00	10,000,000	0	0.0%
85.00	AUD 125,000.00	10,625,000	625,000	6.3%
90.00	AUD 125,000.00	11,250,000	1,250,000	12.5%

・満期償還時にAUD/JPYレートが円高方向に進んでいるほど、AUD建て満期償還金を日本円換算した含み損失は大きくなります。(日本円に転換しなければ実現損は発生しません。)

・例えば満期時のAUD/JPYレートが50.00円(為替手数料込み)の場合、AUD建て満期償還金(AUD125,000.00)を満期償還直後に円転すると、日本円での受取り金額は625万円となり、元本の37.5%が毀損します。

・過去のデータ(注1)からは、4年後に28%程度の含み損のAUDで償還されるケースもありました。ただし、過去のデータは将来の結果を保証するものではありませんので、実際の損失の割合は、これよりも大きくなるおそれがあります。

注1)1997年10月から2007年9月までの毎月の月末時点のAUD/JPYレートを抽出。毎月の月末時点のAUD/JPYレートでカンガルー・デポジットを設定したと仮定し、設定時と48ヶ月後のAUD/JPYレートを比較、満期償還時の含み損の割合を推定したもの。

### 中途解約時の想定損失額

・カンガルー・デポジットを中途解約した場合、市場環境(注2)によっては元本の53%程度の中途解約損害金が発生する場合があります。

・想定条件以上に市場環境が変化した場合、元本の53%程度以上の中途解約損害金が発生するおそれもあります。

・市場環境の変化により、中途解約できない場合があります。

注2)中途解約時の為替レートが48%程度円高(AUD安)方向に進み、為替の変動率が28%程度増加した場合を想定。

前提条件:

・AUD/JPYレート

預入時の実勢為替レート市場水準から、2001年10月1日から2011年9月30日までの期間中の最大変動幅分、円高(AUD安)方向に進んだと仮定。

・為替の変動率

中途解約時に、預入時の市場水準から、2001年10月1日から2011年9月30日までの期間中の最小値から最大値までと同程度上昇していたと仮定。

### <ご注意下さい>

・本シミュレーションはあくまで簡便な手法によるものです。

・実際の市場環境が前提条件と異なる場合、本シミュレーション以上の損失が発生するおそれがあります。

・カンガルー・デポジットは、当行がやむを得ないものと認めた場合にのみ中途解約可能です。

2011年10月現在